## 平成28年 第2回臨時会

# 浦 臼 町 議 会 会 議 録

平成28年 5月10日 開会

平成28年 5月10日 閉会

浦臼町議会

## 浦臼町第2回臨時会

## 平成28年5月10日(火曜日)

#### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 選挙第 1号 空知教育センター組合議会議員の選挙
- 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について [平成27年度浦臼町一般会計補正予算 (第13号)]
- 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について [平成28年度浦臼町一般会計補正予算 (第1号)]
- 6 承認第 4号 専決処分した事件の承認について(浦臼町税条例の一部を改正する条例)
- 7 議案第24号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)
- 8 議案第25号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第26号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第27号 業務委託契約の締結について
- 11 議案第28号 財産の取得について
- 12 同意第 1号 副町長の選任について
- 13 議員の派遣について

#### ○出席議員(9名)

議	長	9番	冏	部	敏	也	君	副議長	8番	小	松	正	年	君
		1番	野	崎	敬	恭	君		2番	中	Ш	清	美	君
		3番	柴	田	典	男	君		4番	東	藤	晃	義	君
		5番	折	坂	美	鈴	君		6番	静	JII	広	巳	君
		7番	牧	島	良	和	君							

## ○欠席議員(0名)

#### ○出席説明員

町		長	斉	藤	純	雄	君
副	町	長	JII	畑	智	昭	君
教	育	長	浅	岡	哲	男	君
総	務 課	長	河	本	浩	昭	君
総	務課	主幹	石	原	正	伸	君

 加賀谷 隆 彦 君 中 田 帯 刀 君 大 平 雅仁 君 恵君 齊 藤 淑 大 平 英 祐 君 武 子 君 田 郁 宮 本 英 史 君 今 田 厚 子 君 星 和 行 君

## ○出席事務局職員

 局
 長
 遠 山 敏 温 君

 書
 記
 西 川 茉 里 君

#### ◎開会の宣言

#### ○議 長

本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。 ただいまから、平成28年第2回浦臼町議会臨時会を開会致します。

#### ◎開議の宣告

## ○議 長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、 よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番小松議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

#### ○議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

## ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 選挙第1号

#### ○議 長

日程第3、選挙第1号 空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。空知教育センター組合議会議員は、組合規約によって、組合を組織する各市町村長または市町村議会議員のうちから選出された者と定められております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と言う人あり]

## ○議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

#### ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

空知教育センター組合議会議員に、斉藤純雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、斉藤純雄君を空知教育センター組合議会議員の当選人に定めること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

#### ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました斉藤純雄君が、空知教育センター組合議会議員に当選されました。

空知教育センター組合議会議員に当選されました斉藤純雄君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第4 承認第2号

## ○議 長

日程第4、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原総務課主幹。

#### ○総務課主幹(石原正伸君)

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分す

る。

専決事項 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第13号)

平成28年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

予算書におきましてご説明申し上げます。

承認第2号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第13号)

平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,256万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,105万4,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は「第2表繰越明許費補正」による。

平成28年3月31日

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

はじめに、第2表繰越明許費からご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1、補正でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名は地方創生 加速化交付金事業でございます。

補正前の金額、3,890万円を3,746万9,000円に変更するものでございます。

後ほど歳出でご説明いたしますが、第1回定例会におきまして、繰越事業として議決頂きました、 地方創生関連事業の一部が不採択となりましたことから変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出、歳出よりご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、補助金等の額の確定に伴う補正を行うものでございます。

主なものをご説明申し上げます。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額6,542万7,000円の追加でございます。25節積立金におきまして、ふるさと浦臼応援基金に340万1,000円、財政調整基金に6,202万6,000円を積み立てするものでございます。12目地方創生事業、補正額143万1,000円の減額でございます。地方創生加速化交付金事業と致しまして、申請してございました空知総合振興局が中心となり管内の24の市町村が連携し、首都圏で空知フェアの開催を予定していましたが不採択となり、それにかかる費用として120万円を減額し、また、中空知5市5町が連携し、就業移住支援に関する情報を発信する事業につきましても、一部旅費等が補助対象外となり23万1,000円を減額するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、社会福祉協議会の事業確定に伴い、過疎ソフト分の充当額 を減額し、財源更正するものでございます。

5 款農林水産業費、1項8目水利施設管理費、補正額143万6,000円の減額でございます。

- 19節負担金補助及び交付金におきまして、基幹水利施設管理事業の確定に伴い減額するものでございます。
- 11目基盤整備推進費、農地整備事業の財源として過疎ソフト分を充当し、110万円を追加する ものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、道道維持補修に係る委託金の減額に伴う財源更正でございます。 次のページをお開き願います。

9 款教育費、2項1目ならびに3項1目学校管理教育振興費、どちらも財源更正をするものでございます。

歳出合計6,256万円の追加でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので7ページをお開き願います。

歳入につきましても、額の確定に伴うものでございますので、主なものをご説明申し上げます。

6 款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、補正額755万4,000円の追加でございます。

- 9 款地方交付税、1項1目地方交付税、5,200万9,000円の追加でございます。特別交付税の額の確定によるものでございます。
- 13款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金、143万1,000円の減額でございます。地方 創生加速化交付金の交付決定に伴う減額でございます。
- 16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金、補正額340万1,000円の追加でございます。 27年度の寄付受領額1万5,350件の寄付金として3億5340万1,733円を受領してございます。

次のページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額279万6,000円の追加でございます。5節 ふるさと浦臼応援基金繰入金としまして、ふるさと納税返礼品の財源として繰入をするものでございます。

歳入合計歳出と同じ6,256万円の追加となってございます。

以上が承認第2号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第13号)の内容でございます。十分 ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

## ○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

## 〇議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### ○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号

## ○議 長

日程第5、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原総務課主幹。

#### ○総務課主幹(石原正伸君)

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)

平成28年4月1日

浦臼町長 斉藤 純雄。

予算書におきましてご説明申し上げます。

承認第3号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,020万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年4月1日

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

はじめに歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額120万円の追加でございます。13節委託料につきまして、町道等維持補修業務のうち、道道にかかる維持補修業務の労務賃金の増加により委託料が追加となるものでございます。

歳出合計120万円の追加でございます。

続きまして歳入の説明を申し上げますので、6ページをお開き願います。

14款道支出金、3項2目土木費委託金、補正額120万円の追加でございます。道道維持補修業務に係る委託金でございます。

歳入合計歳出と同じ120万円の追加となってございます。

以上が、承認第3号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)の内容でございます。十分 ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

## ○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

## ○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### ○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第4号

#### ○議 長

日程第6、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

○くらし応援課長(加賀谷 隆彦君)

承認第4号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

専決理由につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)、及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成28年総務省令第39号)が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例を専決処分により改正したものでございます。

次ページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例

平成28年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

内容につきまして新旧対照表によりご説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開き下さい。

浦臼町税条例の一部を改正する条例第1条では、第56条におきまして、法第348条による固定 資産税の非課税の範囲を示したものでございます。条文中、又は第12号の固定資産を、若しくは第 12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関 係者の養成所において直接教育のように供するものに限る。)に改め、更に、独立行政法人労働者健 康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるものでございます。

第59条におきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者が すべき申告におきましては条文中、又は第12号をまで、第12号又は第16号に改めます。

附則におきまして、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、 第4項におきまして、条文中、附則第15条第2項第6号を附則第15条第2項第7号に改めるもの でございます。

次に第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告についてでは、第8項第5号中、要した費用の次に、及び例附則第12条第36項に規定する補助金等、を加えるものでございます。

次に浦臼町税条例の一部を改正する条例第2条につきましては、附則第6条町たばこ税に関する経過措置について、昨年12月議会におきまして議決をいただきました浦臼町税条例でのたばこ税の経過措置で本年4月1日より旧3級品のたばこに係る特例税率が段階的に廃止されることに伴い、たばこ税の申告納付の手続きを明記したものとなっております。

第7項中表中、第48条第1項の申告書、第98条第1項を、第81条の6第1項の申告書、第9 8条第1項に改めます。申告納付の手続きについての変更となってございます。

また、同条第10項の表中、第7項の表以外の部分の表中、から、を同項から前項までに、また、第5項及びを同項、第5項及び前項に改め、さらに第12項の表中、第7項の表以外の部分の表中、から、を同項から前項までに、第5項及びを同項、第5項及び前項に改め、同条第14項の表中、第7項の表以外の部分の表中、から、を同項から前項までに、また、第5項及びを同項、第5項及び前項に改めるものでございます。

なお、第10項につきましては、平成29年4月1日以降に売渡しを致しました紙巻たばこについて、また12項は平成30年4月1日以前、第14項は平成31年4月1日以前の売渡し等についてでそれぞれ申告の手続きを謳ったものとなってございます。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の浦臼町税条例(以下「新条例」という。)の規定中、固定資産税に関する部分は、平成28年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附 則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る 家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上承認第3号 浦臼町税条例の一部を改正する条例のでございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### 〇議 長

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第7 議案第24号

#### ○議 長

日程第7、議案第24号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

石原総務課主幹。

#### ○総務課主幹(石原正伸君)

議案第24号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)。

平成28年度浦臼町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ532万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,552万2,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年5月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

はじめに債務負担行為の補正についてご説明申し上げますので6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正

はじめに追加でございます。需要即応型水田農業確立推進事業に関します、第2審の訴訟事務の委託に伴う追加でございます。

事項、訴訟事務委託料、限度額は訴訟委任契約により決定した額と致します。期間につきましては 平成28年度から訴訟委任契約の終了年度までと致し、財源の内訳は一般財源と致します。

次に廃止でございます。はじめに事項、訴訟委任契約着手金でございますが、需要即応型水田農業 確立推進事業に関します第1審が結審となりましたので廃止をするものでございます。

その一段下、次に雪寒機械購入費、ダンプに係る債務負担行為でございますが、震災の影響等で納期が27ヶ月要するということで27年度の当初予算で議決を頂いてございましたが、契約から納期までの期間が短縮されたため今回廃止するものでございます。

以上が債務負担行為の補正の内容でございます。

続きまして歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

2款総務費、1項3目企画費、補正額75万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、地域おこし協力隊員の受入住宅の給湯設備等の整備にかかる予算を追加するものでございます。 旧JR官舎職員住宅1棟を予定してございます。 8目諸費、補正額457万2,000円の追加でございます。需要即応型水田農業確立推進事業に係る訴訟の第1審判決が平成28年3月29日に言い渡され、結審となりましたが、その後第1審判決に対し控訴がございましたので、第2審の審議の場に移ることとなりましたことから、13節委託料につきまして委任契約に基づきまして、第1審の報酬金として385万5,600円、第2審の着手金および報酬金として21万6,000円を追加するものでございます。

26節寄付金につきまして、4月14日に発生しました熊本地震により大きな被害が生じており、 その災害で被災された方々を支援するための義援金として50万円を追加するものでございます。歳 出合計532万2,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額532万2,000円の追加でございます。財源 調整に伴い、財源調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ532万2,000円の追加となってございます。

以上が議案第24号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。十分 ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。以上です。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

5番、折坂議員。

#### ○5番(折坂美鈴君)

地域おこし協力隊の住居としてボイラー設備等の工事がされたようですけれども、4月から募集されておりました、地域おこし協力隊はその後どうなったか、報告はありますか。

## ○議 長

河本総務課長。

## ○総務課長 (河本浩昭君)

折坂議員のご質問にお答えします。今現在、1名の方から申し込みがありまして、今週13日に面接を行う予定となってございます。今回の補正につきましては、当初もし空いていればスパーク等を予定していたんですけれども、そこら辺の空きがないことから、今回の補正につながってございます。1名のボイラーの改修分については前回予算付けさせていただいておりまして、2人目の募集にあたってですね、住むところがないのに募集は出来ないというようなことから今回の補正をさせて頂いている状況になっております。

#### ○議 長

他に質疑ありますか。

河本総務課長。

#### ○総務課長(河本浩昭君)

失礼いたしました。今の答弁の訂正をさせていただきたいと思います。今回の改修につきましては、 1人目の13日に面接をする協力隊員の住居の改修となっております。失礼いたしました。

#### ○議 長

他にありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

## ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

#### ○議 長

起立全員です。

したがって、議案第24号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第25号

#### ○議 長

日程第8、議案第25号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

## ○くらし応援課長(加賀谷隆彦君)

議案第25号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入予算の補正)

第1条 歳入の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入予算補正」による。 平成28年5月10日提出

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

本補正予算につきましては、保険税率の負担軽減を図るため、基金からの補填することとした補正 となってございます。歳出につきましては、2款1項1目空知中部広域連合納付金の財源更正となっ てございます。

歳入につきましてご説明申し上げます。予算書の5ページ6ページをお開き下さい。

1 款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、2,067万9,000円の減額でございます。1 節一般被保険者医療給付費現年課税分の減額で、基金繰入金の増による減額でござい

ます。2目退職者被保険者国民健康保険税、42万2,000円の減額でございます。1節退職被保 険者医療給付費現年課税分についても同様、基金繰入金の増による減額でございます。

5 款繰入金、2項1目基金繰入金、2,110万1,000円の追加で、1節財政調整基金繰入金に繰り入れるものでございます。

以上が議案第25号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。十分ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

#### 〇議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

## 〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## ○議長

起立全員です。

したがって、議案第25号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号

## ○議 長

日程第9、議案第26号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

中田くらし応援課主幹。

## ○くらし応援課主幹(中田帯刀君)

議案第26号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例(昭和41年浦臼町条例第12号)の一部を次のように改正する。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

提案理由につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第133号) の公布に伴う改正、あわせて平成27年度分所得額および平成28年度固定資産税の確定により、当 該条例の一部を改正するものでございます。

参考資料により説明申し上げますので参考資料の5ページをお開き下さい。

平成28年4月26日に開催いたしました、国民健康保険税審議会からの答申による税率改正と、 地方税法施行令の改正による改正でございます。

まず第2条につきまして、課税額の限度額を医療分、後期高齢者医療支援分をそれぞれ2万円増額 し、52万円を54万円、17万円を19万円に改めます。介護納付分の変更はありません。

第3条、医療分の所得割の税率を14%に改めます。

第5条の2でございます。次ページ6ページをお開き下さい。第1号、特定世帯、特定継続世帯以外の平等割を4万円に、第2号、特定世帯の平等割を2万円に、第3号、特定継続世帯の平等割を3万円に改めます。

第6条、後期高齢者支援分の所得割の税率を2%に改めます。

第7条、同じく支援分の資産割の税率を5%に改めます。

第7条の2、均等割を5,000円に改めます。

次ページ、7ページをお開き下さい。

第7条の3、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割を5,000円に、特定世帯の 平等割を2,500円に、第3号特定継続世帯の平等割を3,750円に改めます。

第8条、介護分の所得割の税率を1.6%に改めます。

第9条の2、同じく均等割8,000円に改めます。

第9条の3、平等割を8,000円に改めます。

第21条につきましては、以上のとおり税率を改正したことによりまして、7割、5割、2割についての減額の金額を改正いたします。次ページ、8ページをお開き下さい。

第1号が7割軽減額の改正でございます。第2号が5割軽減の改正、9ページ目の第3号が2割軽減の改正となります。また、第2号の5割軽減の1人あたりの軽減判定するための計算額を26万5、000円に改めます。同じく、第3号におきまして、2割軽減の1人あたりの計算額を48万円に改めます。本則については以上となります。

議案書の12ページにお戻り下さい。 附則について説明致します。

## 附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第26号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

## ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## ○議 長

起立全員です。

したがって、議案第26号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のと おり可決されました。

◎日程第10 議案第27号

#### ○議 長

日程第10、議案第27号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本総務課長。

#### ○総務課長(河本浩昭君)

議案第27号 業務委託契約の締結について。

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

契約の名称につきましては、情報システム強靱性向上対策機器等導入業務。

契約の目的につきましては、自治体情報システム強靱性向上モデル構築でございます。

契約の方法につきましては、随意契約。契約の金額につきましては、5,832万円。うち消費税額432万円でございます。

契約の相手方につきましては、札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、巽 謙治氏でございます。

以上が、議案第27号 業務委託契約の締結についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

#### ○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

## ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号 業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## ○議 長

起立全員です。

したがって、議案第27号 業務委託契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第28号

## ○議 長

日程第11、議案第28号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷くらし応援課長。

## ○くらし応援課長(加賀谷隆彦君)

議案第28号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄

提案理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼町条例第16号議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき提案するものでございます。

- 1、取得内容については、1名称・種類・数量、し尿収集車、4トンクラス1台でございます。
- 2、契約の目的につきましては、し尿収集運搬業務車両の購入でございます。
- 3、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。
- 4、契約の金額につきましては、840万2,487円で、うち消費税額は61万7,509円で ございます。
- 5、契約の相手につきましては、札幌市白石区中央2条1丁目1番93号、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう、支配人佐藤 隆でございます。

以上が、議案第28号 財産の取得についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

## ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

## ○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## ○議 長

起立全員です。

したがって、議案第28号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 同意第1号

#### ○議 長

日程第12、同意第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

川畑副町長には退席を願います。

(川畑副町長退席)

#### ○議 長

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

#### ○町 長

同意第1号 副町長の選任について。

浦臼町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年5月10日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

氏名、川畑智昭。

選任理由につきましては、任期満了によるものであります。

以上が同意第1号の内容でございます。十分ご審議いただき、同意下さるようよろしくお願い致し

ます。以上です。

## ○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

## ○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第1号 副町長の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## ○議 長

起立全員です。

したがって、同意第1号 副町長の選任については同意することに決定されました。 暫時休憩をいたしします。

> 休憩 午前10時51分 再開 午前10時51分

## ○議長

会議を再開いたします。

◎日程第13

## ○議 長

日程第13 議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

#### ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

#### 〇議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成28年第2回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分